

社会保険労務士による

予約
不要

年金

労働

障害年金で
お困りの方もぜひ!

無料 相談会

開催日時

令和7年

12/2 火

10:00 ~ 17:00

働く人も事業主の方も「職場でのお悩み」、
「雇用についての疑問」等を労働・年金の
専門家である“社労士”に相談してみませんか?

※秘密は厳守いたします。



- 健康保険・労災・雇用保険
 - 労働条件
 - 育児休業・介護休業
 - 成年後見制度
 - ハラスメント
 - 老齢・障害・遺族各種年金
- ※裏面に相談例があります。

対面相談

対面による相談をご希望の方は、当日、下記相談会会場までお越しください。

金沢会場

石川県社会保険労務士会 会議室
金沢市玉鉾2丁目502番地 TRUSTY BUILDING 2階



小松会場

こまつドーム ミーティングルーム
小松市林町ほ5番



七尾会場

J A 能登わかば本店 2階大会議室
七尾市矢田新町イ部6番地7



電話相談

電話による相談をご希望の方は、当日、下記番号までお電話ください。



(076) 291-5418

石川県社会保険労務士会



主催：石川県社会保険労務士会 共催：一般社団法人社労士成年後見センター石川
後援：石川県・金沢市・小松市・七尾市・石川県商工会連合会・社会福祉法人石川県社会福祉協議会

こんなお悩みにお答えします

【個人の方】

| | | |
|---|-----------------|---------------------------------------|
|  | 有給休暇を取らせてもらえない | 仕事が忙しいと言われ、申請を断られる。 法律上どうなっている？ |
|  | 残業代が支払われない | 毎日残業しているのに手当がゼロ。 請求できる？ |
|  | パワハラで退職を考えている | 上司の暴言や無視がつらい…。 我慢するしかないの？ |
|  | 年金の受け取り時期に迷う | 60歳からか65歳からか、いつから受け 取ったらいいか判断が難しい。 |
|  | 労災が認められない | 通勤中の事故や業務中のケガで会社から 「労災じゃない」と言われた。 |
|  | 社会保険に加入させてもらえない | 週30時間以上働いているのに社会保険に 未加入。 |

【事業主の方】

| | | |
|---|---------------|----------------------------------|
|  | 就業規則が古いまま | 10年前に作った就業規則。 法改正に対応できているか不安。 |
|  | 雇用契約書を交わしていない | パートやアルバイトと口頭契約だけ。 トラブル防止には？ |
|  | 育休の申請があった | 男性社員から初めての育休申請。 手続きや助成金は？ |
|  | 外国人労働者の雇用 | 保険手続きなど、どこまで対応すべき？ |
|  | 長時間労働の是正 | 毎月80時間超の残業が常態化。 改善方法は？ |
|  | 管理職が勝手に解雇通知 | 予告なしの解雇、これって有効？ どう対応すべき？ |

などなど、まずはご相談ください